

IV 伝統的構法の定義

鳴海祥博（修復建築家）

1 はじめに一伝統木造建築とは

「伝統木造建築」とはどのような木造建築を指すのだろうか。一般的に「伝統木造建築」といえば、飛鳥奈良時代から我が国で建てられてきた建築で、寺院建築、神社建築、書院・数寄屋建築、茶室、草葺き民家（瓦葺きもあるが）、町屋、城郭建築をイメージするかも知れない。また民家や町屋の伝統を受け継いだ現代木造住宅を指すという見解もあろう。

「伝統木造建築」とはどのような木造建築を指すのか、実はこのことはこれまで明確にされてきたとは言い難い。

「伝統木造建築」は、「我が国で古くから建てられてきた、寺院建築、神社建築、書院・数寄屋建築、茶室、民家、町屋、城郭建築などを指す」と定義したとすれば、それら各種の建築は、木造建築としての歴史的背景や細部にわたる構法や技法にはそれぞれに独自の特色があり、総てを一括りに論じることは容易でない。これらの各建築に共通する事項は「我が国で古くから建てられてきた、軸組構法による木造建築」というようなことになる。ただし正倉院校倉のような軸組構法以外の木造建築も存在している。しかし、このように「伝統木造建築」を定義してしまうと、過去の遺産としての色合いが濃く、文化的歴史的な価値や保存、修復、再生などが中心的課題となるように思われる。

建築を過去の遺産としてだけでなく、今後も将来にわたって社会の中で建築し、かつ存続し続けることを前提として、「伝統木造建築」を位置づけることは、文化や技術の継承という面からも重要な課題である。

そこで、改めて、「伝統木造建築」は「古くから建てられてきた民家や町屋などの伝統構法、技法を受け継いだ現代の木造建築、木造住宅も含める」とする考え方が提唱される。しかしこの場合は「民家や町屋の伝統」といった時の具体的な構法技法はどのようなもので、そのどの部分を受け継いだものなのかを提示する必要がある。しかし、そのことに関しては残念ながら一般的な共通認識があるとは思えない。

2 「構造用教材」に見る木造建築の変化

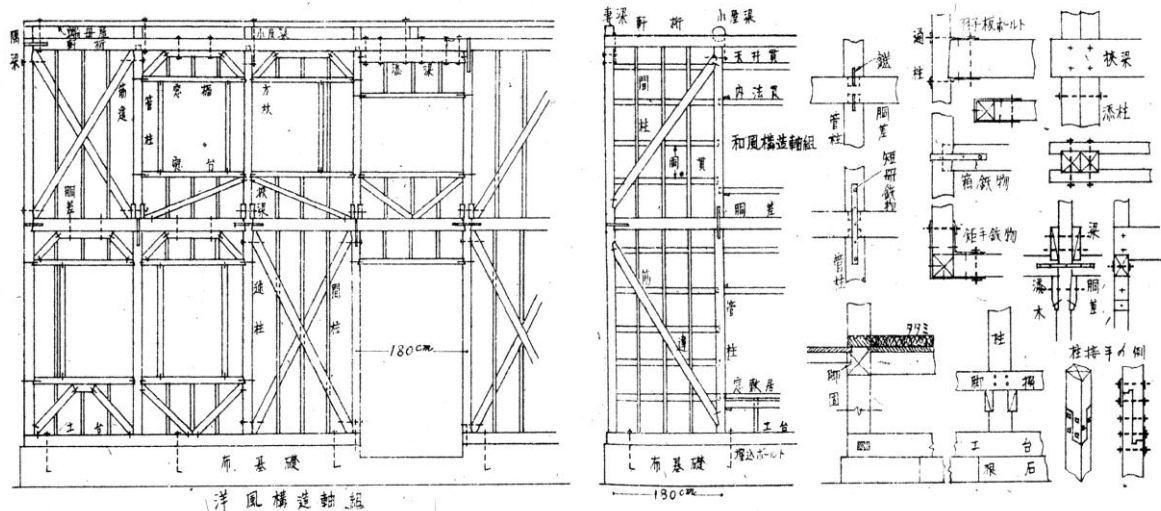
古くから建てられてきた民家や町屋などの伝統構法や技法とはどのようなものであるのか、少し視点を変え、日本建築学会編「構造用教材」を例にとって、「木造建築」はこれまでどのように認識されてきたかを確認してみたい。

日本建築学会編「構造用教材」は 1948 年（昭和 23）に初版が出版され、1959 年（昭和 34）と 1985 年（昭和 60）に大きな改正が行われている。

1) 1948 年（昭和 23）初版「構造用教材」

まず、初版の「構造用教材」では、「Ⅱ壁体 2 木造」の項目で木造軸組を取り上げ、Ⅲ屋根、Ⅳ床、Ⅴ造作の各項目もほとんどが木造を主体とした記述となっている。ここでは図版の表題を見ると「洋風構造軸組」「和風構造軸組」「和小屋」「寄棟洋小屋」「洋風木造」「和風木造」「日本屋」といった言葉が使われており、「Ⅷ各種構造設計例」には、和風木造（住宅）と洋風木造（小学校校舎）が挙げられている。

洋風構造軸組、和風構造軸組及び各部仕口



〔図Ⅳ-1〕 1948 年（昭和 23）初版「構造用教材」

この初版「構造用教材」全体を通して感じることを以下に列記してみたい。

- ①木造建築に「和風木造」と「洋風木造」の違いがあることが認識されている。
- ②「木造接手の諸例」は近世以来のものを多数掲載している。
- ③「壁体」（軸組を指している）と「床」の項は、近世に遡る工法も幾つかは掲載されているが、ほとんどはボルト、金物、筋違、火打ちを用いた近代の工法である。
- ④「洋風構造軸組、和風構造軸組及び各部仕口」の項に示された「洋風構造軸組」と「和風構造軸組」の図を比較すると、「和風構造軸組」に貫が入る事が違う程度で、しかも貫は柱を抜き通していないので、貫とは言い難く、いわば「壁間渡し」となっている。

「和風構造軸組」にも間柱と筋違が入れられており、内部真壁、外部大壁が想定できるが、実際には筋違を入れる必要性から外部を大壁としたように思われる。

和洋何れの軸組も、基礎と軸組の足元は全く同じ構法で、立ち上がりのあるコンクリート布基礎にボルトで土台を緊結し、土台と柱の仕口に金物を使用している。

ここで示された「和風構造軸組」は「洋風構造軸組」を基本として編集されていると推定される。またこの項に掲載されている各部仕口はボルト金物を用いたもので洋風の構法である。

- ⑤「屋根」の項目に載せる小屋組は、「和小屋」「寄棟洋小屋」を明確に区分している。
- ⑥「雑作 7」敷居鴨居長押、「雑作 8」床、棚、書院、欄間の項は、一部にボルトなどが用いられているものの、近世以来の書院座敷に用いられる工法が記載されている。

以上を見ると、1948 年（昭和 23）の時点では、木造建築は「和風」「洋風」というような構法の違い主要な論点があるのではなく、当時必要とされた住宅などの木造建築をどのような構法で安全かつ速やかに建築するかが、切迫した課題であったと思われる。そしてその構法は「洋風構造」を主眼としたものであった。

「構造用教材」1950 年（昭和 25）に部分的な改訂が行われ、「Ⅱ 壁体 2 木造」に、(18) 軽構造骨組（米国の例）、(19) 校倉造、の 2 項目が追加された。それは初版本で提示した木造軸組構法とは異なる木造の構法があることを提示した。「軽構造骨組（米国の例）」は図を見ると明らかに「ツーバイフォー構法」である。また「校倉造」は「和風校倉造」と「欧風校倉造」とに分類して掲載されている。

2) 1959 年 (昭和 34) 改訂版「構造用教材」

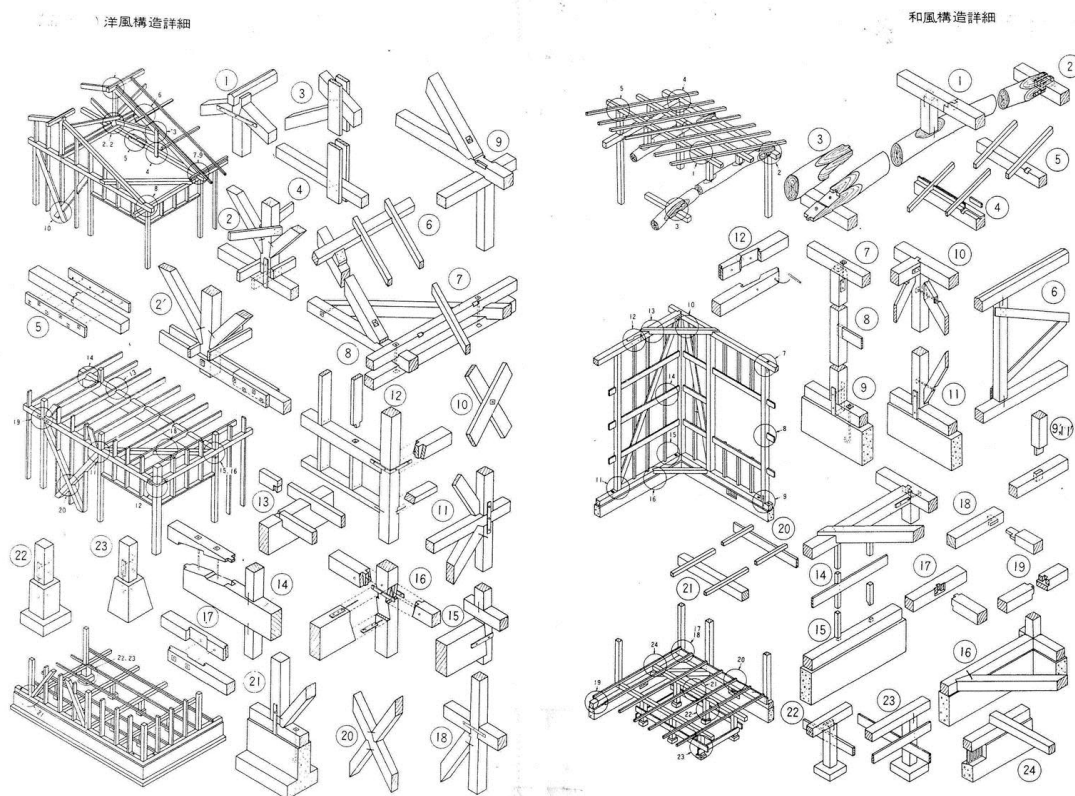
「構造用教材」は 1959 年(昭和 34)に大改訂された。この改訂で建物は構造別に、「組積造」3 ページ、「特殊構造」5 ページ、「木構造」19 ページ、「鋼構造」5 ページ、「鉄筋コンクリート構造」6 ページ、「鉄骨鉄筋コンクリート構造」2 ページに再編された。木構造は 19 ページで、全体 40 ページの約半分を占めている。

一方、初版本を見ると、軸組構法を掲載している「壁体」18 ページのうち、「木造」は 7 割近い 12 ページとなっている。ただ、この時に別扱いとなっていた「屋根」の項のうちの小屋組 6 ページと「床」のうちの構法に関する部分 3 ページを「壁体」の項に含めると、27 ページとなり、8 割近い 21 ページを「木造」が占めていることとなる。

1948 年の初版発行から、約 10 年後、「木造」から「木構造」へと名称が変わった。それは他の構造体との比較の上で明確に再編成された結果と思われるが、同時に建築物に占める「木構造」の比重が確実に低下していることが見て取れる。

次に「木構造」の内容に注目すると、まず最初に「和風構造」、「洋風構造」「2 階建洋風構造」としてパースを用いてその違いを提示していることが注目できる。小屋組に関しては初版を踏襲しつつも更に明確に「和風小屋組」「洋風小屋組」を分類して記載している。また、「和風構造詳細」、「洋風構造詳細」の項目を新たに設けその構法的違いを示しているが、その違いは「和風構造」が平屋で軸組に貫を通し和小屋を用い、「洋風構造」が 2 階建てで軸組には貫を用いず、洋小屋とすることで、その何れも立ち上がりのあるコンクリートの布基礎で、土台を緊結し、各仕口部分にはボルト金物を用いており、和洋の構造の違いは、極論すれば「和風構造」は平屋で和小屋、内部を真壁にする、「洋風構造」は 2 階建て洋小屋を用いて大壁にする、程度の差違しか窺えない。「洋風構造の軸組と仕口」を木構造の基本の考えた初版をベースに編集し直したことが窺える。

「真壁造」「大壁造」「床組」の項目は、和風、洋風に分類することなく一括で掲載して



〔図Ⅳ-2〕 1959 年 (昭和 34) 改訂版「構造用教材」

いるが、「洋風」の構法が主であることは「洋風構造詳細」と見比べると明瞭である。

また「あぜくら造り・軽構造」の項目は、1950 年改訂版をそのまま引き継いでいるが、「和風校倉造」「欧風校倉造」の文言は削除されている。

軽構造（アメリカの例）は 1950 年改訂のものがそのまま引き継がれ、新たに「積層材構造・パネル構造」が追加された。

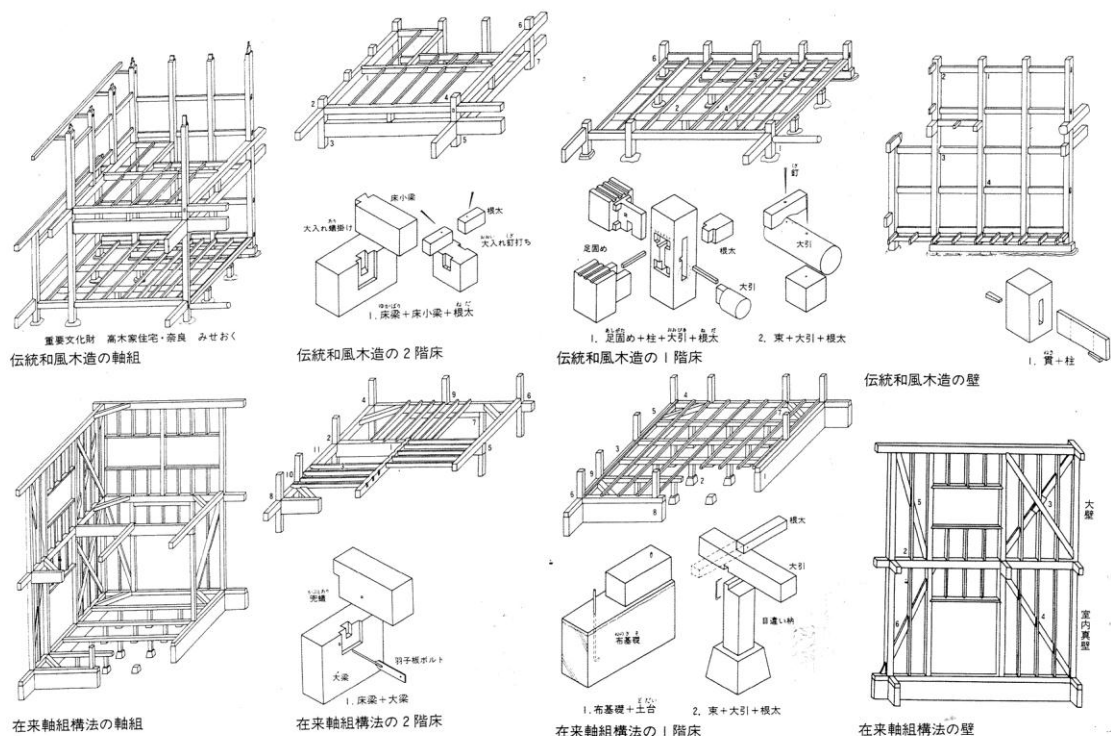
3) 1985 年（昭和 60）改訂版「構造用教材」

1985 年（昭和 60）「構造用教材」は更に大幅に改訂された。ここで建物の構造として、3 章「木質構造」18 ページ、4 章「鉄骨構造」12 ページ、5 章「鉄筋コンクリート構造」8 ページ、6 章「鉄骨鉄筋コンクリート構造、合成構造」6 ページ、7 章「壁構造・組立コンクリート造」7 ページ、8 章「PC 構造」5 ページに再編された。木質構造は 18 ページで全体 56 ページの 3 割となっている。しかに内容的には、以前記述されていなかった、「木材の性質」「木質系プレハブ住宅」「集成材構法」など 4 ページが新たに記載されているので、以前のものと比較した時の「木構造」は実質 14 ページとなり、全体に占める割合は 2.5 割まで減少した。

建築の各種構法に占める「木構造」割合は、初版 8 割、1959 年改定版 5 割、そして 1985 年改訂版で 2.5 割と確実に低下しており、それはちょうど木造建築の新規着工数の減少と期を一にしている。

1985 年版「構造用教材」3 章「木質構造」の内容に注目すると、「在来軸組構法の軸組」「枠組壁構法（ツーバイフォー構法）」の架構が同一平面、同一立面の建物をモデルとして提示されている。つまりここでは木造の構法に「軸組構法」と「枠組壁構法（ツーバイフォー構法）」の異なる「構法」があることを明確にしているのである。

次に小屋組は「在来軸組構法および伝統和風木造の小屋組」と「ツーバイフォー構法の小屋組」に分類されている。それまでの「和風小屋組」「洋風小屋組」の分類を踏襲したも



〔図Ⅳ-3〕 1985 年（昭和 60）改訂版「構造用教材」

のだが、「在来軸組構法および伝統和風木造の小屋組」と、それまでの「和風小屋組」は内容的にはほとんど変わらない。ただ、「ツーバイフォー構法の小屋組」はそれまでの「洋風小屋組」に比べかなり変化している。従来の「洋風小屋組」という名称は無くなり、キングポストラスを別に半ページを割いて掲載している。

更に「木造の軸組詳細」として、2 階床、壁、1 階床を、「伝統和風木造の軸組」「在来軸組構法の軸組」「ツーバイフォー構法の枠組み」の 3 種に分類して、ほぼ同一平面の建物の透視図とともに各部の取り合い仕口の詳細が掲載されている。

ここで「ツーバイフォー構法」は「枠組壁構法」であるが、「伝統和風木造」と「在来軸組構法」の 2 種は何れも「木造軸組構法」であり、従来はその構法の違いが余り明確にされていたとは言い難い。ところがここでは「伝統和風木造」は礎石立ちで、筋違を用いず、仕口にも金物は用いられておらず、従来の「和風構造」とは大きく異なっている。このことは「伝統和風木造」を考えるうえでの重要な画期と言えよう。

「木質構法」にはそれ以外に、「丸太組構造」「木質系プレハブ住宅」「集成材構造」のあったことが分類され示されている。これまで「あぜくら造り」と称されていたものは「丸太組構造」と名を変え、掲載されている図は、それまでの和風の奈良時代様式の校倉は姿を消し、「間伐材利用の丸太組みの例」というログハウス風の透視図に変わっている。「あぜ木」は「積層材」と称され、その積み上げには「軸ボルト」が入っており、近世以前に日本で建てられたものとは異なるものである。「積層材の断面形状」11 種の内に「伝統的校倉」として 3 種示されているのが、かろうじて伝統的かと思えるのみである。

4) まとめ

以上、日本建築学会編「構造用教材」を例にとって、「木造建築」に対する意識の変化を辿ってみた。その結果、「構造用教材」の編纂された 1948 年当時は、住宅などの木造建築をどのような構法で速やかに安全に建設するかが、最も切迫した課題であった事が背景にあり、構法の違いを明確にすることよりも、実務として経済的、効率的な構法を提示する事に主眼が置かれていたように思われる。そしてその構法はいわゆる「洋風」の構法が主体であった。しかし同時に、当時受け継がれていた従前の木造技術の水準を併記することも意識されていた事が窺われる。

次に木造の構法に少し目を向けたのが 1950 年の改訂で、「軽構造骨組(米国の例)」と「校倉造」が「軸組構法」とは異なる構法として追加された。

1959 年の改訂では、「木構造」を「和風構造」、「洋風構造」、「2 階建洋風構造」に分類し、パースを用いてその違いを提示し、また、「和風構造詳細」、「洋風構造詳細」の項目を設けてその構法的な違いを示しているがその軸組の構法は、洋風の軸組構法が基本となっており、それは初版の基本方針を継承していると見られる。その傾向は「真壁造」「大壁造」「床組」の項目も同様で、和風、洋風の分類は明確にされず、「洋風」の構法が主に掲載されている。

1985 年の改訂では、「木構造」が「木質構造」と名称が変更され、「在来軸組構法」「枠組壁構法(ツーバイフォー構法)」「丸太組構造」「木質系プレハブ住宅」「集成材構造」と多様な木造の構法が取り上げられ、整然と分類された。

従来の「和風構造」、「洋風構造」の分類は姿を消し、「伝統和風木造の軸組」と「在来軸組構法の軸組」、また「在来軸組構法および伝統和風木造の小屋組」へと再編された。ここ

で初めて「在来軸組構法」という構法が登場した事が注目される。またそれまで和風、和風木造、和風構造などと称されていたものは「伝統和風木造」という言葉で統一され、それまでの「和風構造」で用いられていた軸組や仕口の図は総て刷新された。

従来の「軽構造骨組(米国の例)」は「枠組壁構法(ツーバイフォー構法)」と名称を変えて継承された。それまでの「洋風小屋組」の名称は消え、要素としては「トラス小屋組(キングポストトラス)」が示されるだけである。

3 伝統和風木造と在来軸組構法

日本建築学会編「構造用教材」の1985年の改訂版で、初めて「在来軸組構法」という概念が提示され、一方で「伝統和風木造」に関してもそれまでの図面を一新して新たに提示された。両者は何れも「木造軸組構法」であるが、その違いは何か、そして「在来」の意味するところは何かを考えてみたい。

1985年版「構造用教材」に、同じアングルと規模で示された「在来軸組構法」と「伝統和風木造」の構法的違いを比較してみたい。

- ①基礎は、「在来軸組構法」は立ち上がりのあるコンクリートの布基礎で、「伝統和風木造」は玉石の上に柱を建てる。石場立て、或いは礎石建て、と称されるものである。
- ②「在来軸組構法」は布基礎の上に土台を廻し、土台は基礎にアンカーボルトで固定される。「伝統和風木造」では一部に土台を用いるが柱や土台は基礎に固定されていない。
ただし、礎石の凹凸に柱や土台を「ひかり付け」る事によって、水平移動に関しては多少の拘束力はあると思われる。
- ③「在来軸組構法」は布基礎上の土台が床面となるが、「伝統和風木造」では柱礎石から少し上方に足固め大引きを入れて床面を構成している。
- ④「在来軸組構法」には筋違、火打ちを入れるが、「伝統和風木造」には無い。
- ⑤「在来軸組構法」は貫を用いないが、「伝統和風木造」は貫を多用する。
- ⑥「在来軸組構法」は間柱を多用して壁面の下地とするが、「伝統和風木造」は貫を壁の下地とする。

これは大壁と真壁の違いとも関連する。つまり「在来軸組構法」は大壁が基本で、一方「伝統和風木造」は真壁が基本構成であることを示している。

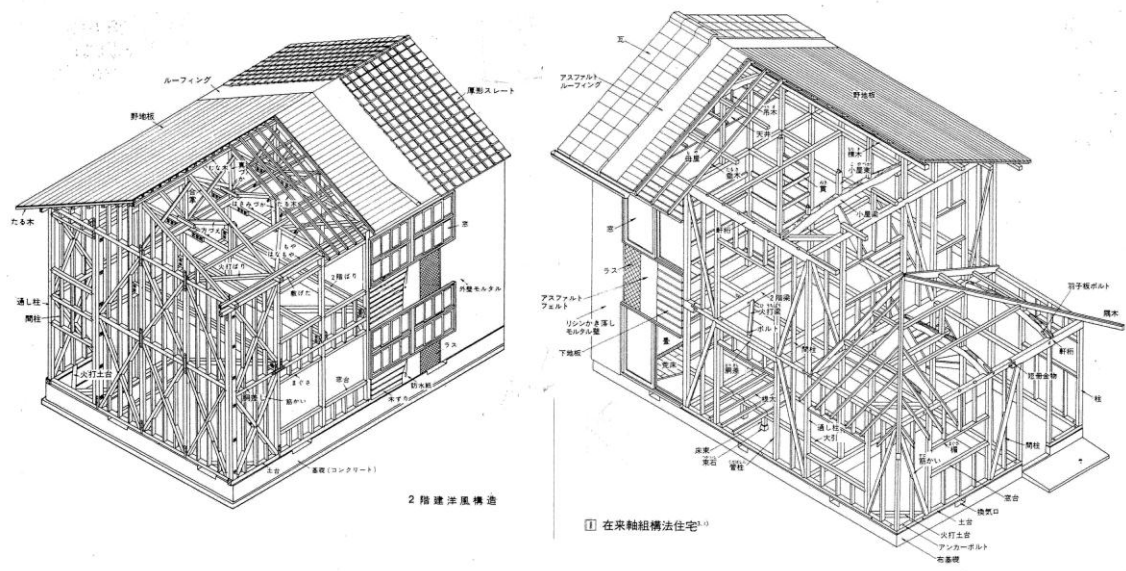
- ⑦継手仕口は、「在来軸組構法」はボルト金物を用いるが、「伝統和風木造」は止め釘以外には金物を用いない。

- ⑧小屋組は、「木造小屋組の概要」の項目に「在来軸組構法および伝統和風木造の小屋組」という表題で「和小屋・切妻」「和小屋・寄棟」「和小屋入母屋」などの小屋組の図を掲載している。つまり、小屋組に関しては「在来軸組構法」と「伝統和風木造」の違いはなく、いずれも「和小屋」である。ただし、「木造小屋組の詳細」の項目を見ると「在来軸組構法」はボルト金物を用いるが、「伝統和風木造」は金物を用いていない。

以上のように、「在来軸組構法」と「伝統和風木造」は小屋組を除くと、その構法に大きな違いのあることがわかる。

「在来」とは「これまでにあった」という意味である。では「在来軸組構法」は何時からあった構法で、その祖型は何処にあるのだろうか。

まず、1959年版「構造用教材」の「2階建て洋風構造」と、1985年改訂版「構造用教材」の「在来軸組構法住宅」の図を比較したい。両者を比べると次のことが指摘できる。



〔図Ⅳ－4〕 洋風構造と在来軸組工法の比較

左：1959年版「構造用教材」に掲載の2階建洋風構造

右：1985年版「構造用教材」に掲載の在来軸組構法住宅

- ①基礎は、何れも立ち上がりのあるコンクリートの布基礎を用いる。
- ②何れも布基礎の上に土台を廻す。
- ③何れも布基礎上の土台が床面となる。
- ④何れも筋違、火打ちを入れる。
- ⑤何れも貫を用いない。ただし、「在来軸組構法住宅」の内部間仕切りには貫が入れられており、これは真壁仕上げと係わる構法と思われる。
- ⑥何れも間柱を多用して壁面の下地とする。これは大壁が基本であることを示している。ただし、「在来軸組構法住宅」の内部間仕には貫が入り、真壁仕上げが想定されている。
- ⑦小屋組は、「在来軸組構法」は和小屋で、「2階建て洋風構造」はトラス組みの「洋風小屋組」である。
- ⑧2階の床組を構成する2階梁は、「在来軸組構法」では1木から製材した角材を用いているが、「2階建て洋風構造」は柱を2材で挟み込んだ「合わせ梁」を用いている。

以上のように、「在来軸組構法」は、小屋組と「合わせ梁」以外は、1959年版「構造用教材」の「2階建て洋風構造」と同じ構法と言えるのである。1959年の時点で「洋風構造」と認識されていた構法が、現在の「在来軸組工法」なのである。

そのことは1959年版「構造用教材」で木造軸組構法を「和風構造」と「洋風構造」とに分類していたものが、1985年改訂版「構造用教材」で「伝統和風木造」と「在来軸組構法」に再編されたことも、その経緯を物語っている。

更に1948年初版「構造用教材」に示されている「洋風構造軸組、和風構造軸組及各部仕口」やその他の図をみると、「木造軸組構法」の基本型が「洋風」木造にあったことが明らかである。

明治に洋風の木構造が導入されてすでに百数十年を経過し、今や我が国に定着し、「これまでにあった」構法と認識されるに至ったという意味では、「洋風構造」が「在来軸組工法」と名称が変わったとしても故無いことではない。

そしてここで提示された「伝統和風木造」は、「洋風構造」導入以前の木造構法、或いは「洋風構造」を用いていない木造建築を指すものと考えられるのである。

4 伝統木造建築の現状とこれから

「伝統木造建築」は、1985 年改訂版「構造用教材」に載せる「伝統和風木造」と同義語と考え、「洋風構造」導入以前の木造構法、或いは「洋風構造」を用いていない木造建築を指す言葉として定義できるであろう。

ところで、「構造用教材」に載せる「伝統和風木造」にも版毎に意識の変化を伺うことができる。1959 年版「構造用教材」に掲載されている「和風構造」は書院座敷系の建物で、一方、1985 年改訂版「構造用教材」の「伝統和風木造」は町屋系の建物で、重要文化財高木家住宅（文政～嘉永 7：1854、奈良）をモデルとして提示されている。

これは、1959 年（昭和 34）から 25 年で、座敷に代表される平屋の「和風構造」は建築としての役目を終えたことを物語っているようである。代わって注目されたのが、町屋建築だった。これは「2 階建て洋風構造」と構造的な比較ができることから、採用されたのかも知れないが、或いは京町屋を始め、今日まだ全国的に遺存している実情に従ったのかも知れない。

ところで、1948 年の初版以来、1985 年改訂版「構造用教材」まで、40 年近くにわたって「和風構造」の建築は「伝統和風木造」と名称を変えながら、或いは対象とする建築の種類を変更しながらも、連綿と「木造建築」の 1 構法としてその存在を保ってきた。

ところがその実態はどうなのであろうか。

今日石場立ての建物はあり得ない。それは建築基準法で、軸組は基礎に固定するものと規定されているからである。筋違のない建物もありえない。それは建築基準法で筋違を入れることが規定されているからである。継手仕口を金物で補強しない工法も現在では認められない。

となると、「構造用教材」に連綿と示されてきた「伝統和風木造」の建物は、建築基準法の規定によって、現在では建築できない建物である。既存の建物も不適格建築であって、そのままでは修理すら出来ない。既に過去の遺物でしかない、というのが実態である。

しかも建築基準法の制定以来既に 60 年以上を経過した。この間「伝統和風木造」の新築はできなかったのである。それはその構法や技法の伝承も出来なかったことを意味する。現在 80 才を超える人達しか「伝統和風木造」を建築した経験がない、ということになる。

建築基準法は、国民の生命と財産を守るための最低限の、構造的安全性を追求し、戦後の復興に寄与した。その法の目指すものは寸分の間違ひもないが、ただし運用において、「伝統構法・技法」や建築という行為に係わる多くの歴史的「文化」に致命的な影響を及ぼしたことも否定しがたい事実である。

「大学・高等専門学校・工業高等学校の教科書として」編纂された日本建築学会「構造用教材」に掲載されている「伝統和風木造」が、実は法的規制によって新築できない建物であったという事実を、我々はどのように理解したらよいのであろうか。

「伝統和風木造」は構造的に脆弱で欠陥があると断じてこのまま消滅することは黙認できるのであろうか。「伝統和風木造」は構造的に脆弱で欠陥があるのではなく、構法的、構造的特質や特性が明らかにされていないだけ、評価が不十分なだけなのではないだろうか。

建築を通して培われた伝統や文化は「伝統和風木造」とともに消滅してもよいというのだろうか。

「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験検討委員会」は「伝統和風木造」の構法的、構造的特質や特性を明らかにし、その性能を正しく評価し、今後新たに「伝統和風木造」

が建築され、多様な建築が豊かなまちづくりに貢献できることを目指して。

そしてそのためには現行の建築基準法の改正も必須の条件であるとする。

5 伝統的構法の定義について

1) 用語の定義

○ 伝統的構法

伝統構法の構造力学的特性を実験・計算等によって工学的に解明し、その特質を生かした構法技法を将来にわたって継承することを目指した木造建築の構法。

・ 伝統構法

近代建築学における構造力学の導入以前、概ね明治20年代までに成立してきた建築技術・技法を用いた木造建築の構法。

・ 在来構法

1891年（明治24年）に発生した濃尾地震を契機に、従来の木造建築を構造力学を主として再構成された構法。それまでの伝統構法と比較して、剛性・最大耐力に着目した構造設計を行う構法。

2) 伝統構法の基本概念と伝統的構法の定義

伝統構法は、軸組、小屋組に製材ないしは丸太による木材を用い、柱や梁等によって構成された架構を、貫、差物等で組み固め、部材相互の接合は継手・仕口により、軸組材の破壊や割裂を避けるため、金物の使用は極力避ける。壁は土壁ないしは板壁で、床は板張りで構成する。主たる水平力抵抗要素は、軸組（柱）の曲げ抵抗、木材のめり込みによる接合部の回転抵抗、壁体の剪断抵抗で、鉛直構面、水平構面の変形は剪断変形が卓越し、高い変形性能を生かした構法である。

伝統的構法とは、

「丸太や製材した木材を使用し、木の特性を生かして日本古来の継手・仕口によって組上げた、金物に頼らない軸組構法」と、定義する。

3) 伝統的構法を継承する意義と必要性

① 伝承

我が国は古来より、循環型資源として建設材に適した木材の供給に恵まれた環境下にあった。そのため、木材や土などの自然素材を用材として、建築に使う技術が生まれ発展してきた。その中心資材である木材の場合は、樹種のみならず木材が持つ個体差などを考慮して、適材適所に使うといった技術を発展させた。このような各種自然素材を活用する建築技術は、今後も継承していく必要がある。

② 循環

伝統構法・技術による建築生産は、各地域に木材生産等の産業を根付かせた。これら植物性資材に共通することはいずれも再生可能な資材であり、このことが我が国の木造建築の長寿命化を可能とした。同時に、木造建築は各部材を取り外したり、補修することが容易であり、建築のメンテナンス性の確保に繋がっている。

このような伝統構法・技術による木造建築生産を維持することは、今後の資源循環の確保といった観点からして、利点は極めて大きい。

③ 地域

本来、建築は風土に根付いたものであり、地域によって木材などの特性も異なる。これに応じた使い方ができることは伝統構法の持つ財産である。

さらに、伝統構法は地域ごとに特色ある構法技術が存在しており、その伝統構法に基づく建築生産は、地域に根ざした産業、すなわち地場産業の活性化を促すほか、技能の継承や街並みの保全などの促進に寄与する。

4) 伝統的構法・伝統構法・在来工法の各部の特徴

区分	伝統的構法 (これから目指す木造の構法)	伝統構法 (建築基準法制定以前の構法)	在来構法 (建築基準法に基づく構法)
地業基礎	柱・土台用の基礎石に自然石や加工石を用いた独立基礎とするか、延べ石による布基礎形式とする。R Cの場合は立上りを設けなくて可。	基礎は自然石や加工石による礎石(柱用・床束用)を独立基礎として配置することが専らで、割栗等の地業をとくには設けず、「叩き締め地業」(仮称)とすることが多い。土台下には延べ石や玉石を入れる場合がある。掘立柱の場合は、柱脚に柱盤等を据えることもある。	R C基礎、立ち上がりあり
足元	柱や土台は基礎上に据え、金物による緊結はしない。水平挙動に対しては、平柄や太柄(ダボ)、または基礎石に対する「ひかり付け」技法によって対応すること、また補助的に金物を用いることも可とする。	柱や土台、床束は基礎石上に据え、双方の金物による緊結は行わない。水平挙動に対しては、平柄や太柄(ダボ)、または基礎石に対する「ひかり付け」技法によって対応することもある。	柱や土台は基礎に据え、基礎と柱や土台は金物で緊結する
軸組	柱は礎石や土台に立て、貫(足固め、内法貫、飛貫等)、差物(足固め、差敷居、差鴨居、胴差)、梁、桁などを取り付けることにより、軸部を固める。	柱は礎石や土台に立て、貫(足固め、内法貫、飛貫等)、差物(足固め、差敷居、差鴨居、胴差)、梁、桁などを取り付けることにより、軸部を固める。	柱は土台に建て、胴差(2階床梁)、梁、桁を架けるが、すじかい、もしくは面材を取付けることで安定する。
接合部	継手・仕口加工を行って、栓、車知、楔等によって組み固め、金物による緊結はねじれ、収縮への対応など補助的な使用にとどめる。	接合は専ら継手・仕口加工により、栓、車知、楔等による緊結を図ることが多く、金物による緊結は極力行わない。	金物を主要緊結材として使うことが前提で、継手・仕口は鎌継ぎ、蟻架け単ホゾ差程度の簡易なものが多用される。
壁	土塗り壁、ないしは板壁(縦板壁、横板壁) 大壁、真壁何れも選択可能とする。耐久性の強度の観点から新たな工夫を取り込み、環境に対する影響を考慮して個別に検討する。	土塗り壁、ないしは板壁(縦板壁、横板壁) 大壁もあるが真壁を基本とする。壁下地は貫、木舞(木、竹、葦など)で構成する。	土塗り壁、ないしは板壁。各種ボード類、サイディング 大壁を基本とし、下地は間柱、すじかい、木摺り、合板などで構成する。
床組床	大引き、根太、床板等で構成し、最下階はこれに加え床束を用いる。各部材の接合は各種の柄や釘・鋸等による。根太と床板の取り付けは一般的には釘止めとし、箇所によっては目鋸を用いる。	大引き、根太、床板等で構成し、最下階はこれに加え床束を用いる。各部材の接合は各種の柄や釘・鋸等による。根太と床板の取り付けは一般的には釘止めとし、目鋸も用いる場合もある。止釘の本数は極力少なくする(鉄釘の貴重さゆえ)。	大引き、根太、床板で構成する。根太と床板は一般的には釘止めとする。水平面剛性を得るために、火打梁・合板を使用する
屋根	勾配屋根、瓦や金属屋根	勾配屋根。瓦やこけら・桧皮・茅などの重ね葺きで雨水排出に対処。近世初期以降、銅瓦などの銅板葺きも現れる。	勾配屋根、大面積の葺き材・防水シートも併用
水平力抵抗要素	軸組の曲げ抵抗、接合部の回転抵抗、壁体の剪断抵抗	軸組の曲げ抵抗、接合部の回転抵抗、壁体の剪断抵抗	壁体の剪断抵抗 (すじかいなどにより変形角は小さい)
構造特性	高い変形性能	高い変形性能	高い剛性
耐震設計の考え方	変形性能を活かした耐震設計 想定外地震に対しては柱脚の移動で入力低減させる。 伝統的構法に基づく各部位の緊結を重視するとともに、伝統構法の利点を採り入れる。		耐力を活かした耐震設計

構法と関連する事項

区分	伝統的構法 (これから目指す木造の構法)	伝統構法 (建築基準法制定以前の構法)	在来工法 (建築基準法に基づく構法)
木材 集成材	製材ないしは丸太による木材。エンジニアリングウッド（EW）については必ずしも否定しないが、「循環」或いは環境に対する影響を考慮して個別に検討する。	木材は製材ないしは丸太による。背割り材については、近世後半頃からの使用がほとんどであるが、その使用状況は限定的である。	製材のほか、エンジニアリングウッド（EW）、集成材を用いる。
新建材 構造用合板 石膏ボード など	新建材・構造用合板・石膏ボードなどの使用を否定するものではないが、木材やその他、伝統的な各種資材（和紙、畳、生漆など）の生産性の維持保全を確保する観点から、また「循環」或いは環境に対する影響を考慮して可能の限り控えるようにする。		新建材・構造用合板・石膏ボードなどは主要資材として位置付けられる。
金物	釘、鋸のほか、補強金物など補助的な使用を容認する。ビスなどの新たな金物についてはその特性を個別に検討の上で容認する。	釘、鋸など必要最小限の使用にとどめる。	構造強度を確保する必要不可欠な主要資材と位置付けられている。
材料加工	基本的には職人の手による加工を求めるが（技法・技術の伝承と継承する必要性のため）、工具は手工具のほか、電動工具や機械加工工具を用いることは容認する。	職人の手による加工	オペレーターによる全自動のブレカットも行われている。